

住宿約款

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令および慣習に反しない範囲での特約に応じた場合は、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表1の宿泊料金による）
 - (4) a. 申し込み者名およびその連絡先
b. 宿泊料金の支払い者名およびその連絡先
 - (5) その他、当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承諾した場合に成立するものとします。ただし当ホテルが承諾しなかったことを証明した場合はこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立した場合は、宿泊期間の宿泊料金として当ホテルが定める申し込み金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申し込み金はまず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じた場合は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2条の申し込み金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申し込み金の支払い期日を指定するにあたり当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申し込み金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申し込み金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申し込み金の支払いを求めなかった場合および当該申し込み金の支払い期日を指定しなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

1. 当ホテルは次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらない場合。
 - (2) 満室により客室の余裕がない場合。
 - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定・公の秩序または善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められる場合。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力。

- ロ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
- ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がある場合。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われた場合、または合理的な範囲を超える負担を求められた場合。
- (6) 宿泊しようとする者が伝染病者であるとあきらかに認められる場合。
- (7) 天災・施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合。
- (8) 宿泊しようとする者が泥酔等で他のホテル利用客およびホテル従業員に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められた場合。または宿泊客が他のホテル利用客およびホテル従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をした場合（沖縄県旅館業法施行条例5条の規程に基づく）。
- (9) 宿泊しようとする者が偽名で宿泊しようとした場合。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客は当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項規定により当ホテルが申し込み金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客は宿泊契約を解除した場合を除きます）は、別表2に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし当ホテルが第4条第1頁の特約に応じた場合は、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除した場合の違約金支払い義務について当ホテルが宿泊客に告知した場合に限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後9時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しない場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

1. 当ホテルは次にあげる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定・公の秩序または善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合、または同行為をしたと認められる場合。
 - (2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められる場合。
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がある場合。
 - (3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われた場合、または合理的な範囲を超える負担を求められた場合。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であるとあきらかに認められる場合。
 - (5) 天災・施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合。
 - (6) 宿泊客が泥酔等で他のホテル利用客およびホテル従業員に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。または宿泊客が他のホテル利用客およびホテル従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をした場合（沖縄県旅館業法施行条例5条の規程に基づく）。
 - (7) 宿泊客が偽名で宿泊した場合。
 - (8) 宿泊客がホテルの要求にもかかわらず宿泊客名簿を提出しなかった場合。
 - (9) 寝たばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わない場合。
 - (10) 利用規約で定めた禁止事項に該当する行為があった場合。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

1. 宿泊客は宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて以下の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業、連絡先（携帯電話番号、メールアドレス等）
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
本人確認のため旅券（パスポート）のコピーを取らせていただきます。

(3) 出発日および出発予定時刻

(4) その他、当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを宿泊券・クレジットカード等、通貨に代わりうる方法により行おうとする場合はあらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 2 時から出発日の午前 11 時までとします。連続して宿泊する場合は、到着日および出発日を除き終日使用することができます。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室使用に応じることがあります。この場合は客室タイプにかかわらず下表の追加料金（サービス料込・税金別）を申し受けます。15:00 以降の利用における 1 泊宿泊料金は、該当日におけるホテル WEB サイト上での販売料金が適用されます。

規程より 1 時間	¥3,000
規程より 2 時間	¥5,000
規程より 3 時間	¥7,000
規程より 4 時間	¥9,000
15:00 以降	該当日の 1 泊宿泊料金

(利用規則の厳守)

第 10 条

1. 宿泊客は当ホテル内において、当ホテルが定めて館内に提示した利用規則ならびに本宿泊約款に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内します。
 - (1) フロントサービス 24 時間
 - (2) 外貨両替サービス 24 時間
2. 前項の時間は必要やむを得ない場合には臨時に変更することがございます。その場合には適切な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定法は別表 1 に掲げるところによります。
2. ご到着時にお預かり金またはクレジットカードのプリントを申し受けます。
3. 第 1 項の宿泊料金等の最終的な精算は、通貨または当ホテルが認めた宿泊券・クレジットカード等これに代わりうる方法により、宿泊客の出発時または当ホテルが請求した場合、フロントにおいて行っていただきます。
4. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。
5. 宿泊客が支払うべき宿泊料金および飲食料金などの合計が 5 万円を超えた場合は事前に入金案内を通知したうえでご入金いただきます。

(当ホテルの責任)

第 13 条

1. 当ホテルは宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた場合はその損害を賠償します。ただしそれが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではない場合はこの限りではありません。
2. 当ホテルは消防機関から営業許可を受領しておりますが、万が一の火災等に対処するため旅館賠償責任

保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができない場合の取り扱い)

第14条

1. 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できない場合は、宿泊客の了解を得て出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは前項の規程にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない場合は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払いその補償料は損害賠償額に充当します。ただし客室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がない場合、補償料は支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第15条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金ならびに貴重品について滅失・毀損等の損害が発生した場合は、不可抗力である場合を除き当ホテルはその損害を賠償します。ただし現金および貴重品については当ホテルがその種類および価格の明告を求めた場合で宿泊客がそれを行わなかった場合は、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金ならびに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失・毀損等の損害が発生した場合は、不可抗力である場合を除き当ホテルはその損害を賠償します。
ただし宿泊客からあらかじめ種類および価格の明告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き5万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第16条

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した場合に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. チェックアウトしたのち宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられた場合においてその所有者が判明した場合は、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合、または所有者が判明しない場合は1ヶ月間保管ののち処分します。ただし生鮮食品、飲食物についてはご出発後3日間を保管期限とさせていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当ホテルは駐車場所をお貸しするものであって、車両管理責任まで負うものではありません。ただし駐車場の管理にあたり当ホテルの故意または過失によって損害を与えた場合はその賠償の責めに任じます。

(宿泊の責任)

第18条

1. 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被った場合は、金額の大小にかかわらず当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

別表1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項および第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 宿泊料（室料） (2) サービス料（(1) × 規定の料率）
	追加料金	(3) 飲食料または追加飲食（朝食を含む）およびその他の利用料金の合計 (4) サービス料（(3) × 規定の料率）
	税金	イ：消費税 ロ：入湯税

備考1 宿泊料はシーズンおよび需要変動に応じた料金となります。

別表2 違約金（第6条第2項関係）

予約申し込み室数		取消の通知を受けた日								
		不泊	当日	前日	7日前	14日前	30日前	60日前	90日前	
一部取消	10室まで	100%	80%	20%	10%	-	-	-	-	
	11室以上	100%	80%	30%	20%	10%	-	-	-	
全面取消	10室まで	100%	80%	50%	20%	10%	-	-	-	
	11室以上	100%	100%	80%	70%	50%	30%	20%	10%	

1. パーセンテージは契約宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合はその日数にかかわらず1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 当ホテルが定めた特定日については別途違約金が発生する場合がございます。

利用規則

すべてのお客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第10条に基づき以下のとおり利用規則を定めております。ご滞在中は本規則をお守りくださいますようお願い申し上げます。

本規則をお守りいただけない場合は宿泊約款第7条第1項により宿泊契約ならびにこれに関連する契約をすべて解除させていただきます。

また今後の当ホテル施設ご利用をお断り申し上げるとともに、当ホテルが被ったすべての損害をご負担いただきますのであらかじめご了承ください。

■客室・館内施設ご利用について

- (1) 避難経路図は客室入口ドアの裏側に掲示しております。ご到着後に必ず最寄りの非常口と非難経路をご確認ください。非常用懐中電灯は客室テーブル内側に備え付けております。
- (2) 当ホテルの客室ドアは自動施錠になっております。お部屋からお出掛けの際は客室のカードキーを必ずお持ちになり施錠をご確認ください。
- (3) ご在室中・ご就寝の際には必ず内鍵とドアガードをお掛けください。とくにご就寝の際と台風接近時は窓・バルコニーの確実な施錠もご確認ください。部外者の入室をお断りになる場合は「Do not Disturb（起こさないでください）」の表示をお願いいたします。ただしこの場合は客室清掃も行われませんのでご了承ください（衛生管理上3日に1度ゴミ回収のみ行わせていただきます）。
- (4) ドアがロックされた場合はドアガードを掛けたままドアを開けるか、ドアスコープにてご確認ください。また不審者の来訪に際しては不用意にドアを開けず、すぐにフロントまでご連絡ください。
- (5) 館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失、持ち帰りについては実費を申し受けます。
- (6) 未成年者だけのご宿泊は書面による保護者の許可がない限りお断りいたします。
- (7) ホテル内のレストラン・バー等をご署名によってご利用になる場合はカードキーまたは宿泊カードなど部屋番号がわかるものをご提示ください。
- (8) カードキーはチェックアウト時に全員分をご返却ください。紛失、汚損、破損、持ち帰りは1枚あたり2,000円（消費税別）の実費を申し受けます。

■お支払い等について

- (1) ご到着時にお預かり金またはクレジットカードのプリントを申し受けます。
- (2) ご予定のご宿泊日数を延長される場合はそれまでの宿泊代金のお支払いをお願いしております。
- (3) お会計はご出発の際にフロントにてお願いいたします。なお、ご滞在中であってもお会計をお願いする場合がございますのでその都度お支払いをお願いいたします。
- (4) 旅行者用小切手（トラベラーズ・チェック）および小切手でのお支払いはできません。
- (5) クレジットカードや旅行用クーポン、各種優待券等の換金はできません
- (6) お客様ご自身が支払うべき料金の立替はお断りさせていただいております。
- (7) 着払い・代金引換での荷物受け取りはお受けできかねます。
- (8) 客室内の電話をご利用の際は施設利用料が加算されます。
- (9) 規定のサービス料を加算させていただいておりますので、お心付け等のご辞退申し上げます。

■貴重品の管理・お預かり品について

- (1) ご滞在中の現金その他貴重品の保管については、客室に備え付けのセーフティーボックス（無料）をご利用ください。万が一紛失、盗難等が発生した場合当ホテルではその責任を負いかねますのでご了承ください。美術品、骨董品等はお預かりいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- (2) ロビー、客室廊下、レストランなどのパブリックスペースでは短時間であっても所持品を放置しないようご注意ください。
- (3) ホテル内での遺失物の処理は宿泊約款第16条に基づき一定期間ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいて処理させていただきます。
- (4) フロント、クロークでの物品お預かりは7日間までとさせていただきます。7日間が経過しても連絡がない場合、お引き取りの意思がないものとして処理させていただきます。ただし生鮮食品、飲食物についてはご出発後3日間を保管期限とさせていただきます。

■暴力団及び暴力団員ならびに公共の秩序をみだすおそれのある方に関して

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテル利用はご遠慮いただきます。ご予約後またはご利用中にその事実が判明した場合は、その時点でご利用をお断りいたします。
- (2) 反社会的団体及び反社会的団員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテル利用はご遠慮いただきます。ご予約後またはご利用中にその事実が判明した場合は、その時点でご利用をお断りいたします。
- (3) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、ただちに当ホテルのご利用をお断りいたします。また、過去に同様の行為をされた方についても当ホテルのご利用をお断りいたします。
- (4) 当ホテルを利用する方が心身耗弱、薬品等による自己喪失などご自身の安全確保が困難で他のお客様およびホテル従業員に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められる場合はただちにご利用をお断りいたします。
- (5) その他、上記各事項に類する行為の認められた場合はご利用をお断りいたします。

■禁止事項

当ホテルでは以下の事項を禁止しております。ご利用に際し特にご留意されますようお願い申し上げます。

- ・火災の原因となる行為
特にベッドでの喫煙、客室内における暖房用、炊事用など火気の利用は厳禁です。
- ・非常階段など従業員専用の施設に立ち入ること
緊急事態あるいはやむを得ない場合を除きます。その際はホテルスタッフの誘導に従ってください。
- ・禁煙室における喫煙
バルコニー部分も含めて禁煙となっております。万が一喫煙が発覚した場合は客室の原状回復費用として¥20,000(消費税別)を申し受けます。
- ・部屋着・サンダル着用での温泉以外施設のご利用
ロビー、宴会場、朝食会場を含むレストラン、ショッピングエリア、コンビニエンスストアは部屋着・サンダル着用ではご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・客室内用スリッパでの外出
スリッパは客室内のみでご利用ください。
- ・過度に肌を露出した服装での外出
プール利用時の館内移動も上着着用にてお願いいたします。
- ・宿泊登録者以外の客室エリア立ち入り
ご訪問客との面会はロビーまたはレストランをご利用ください。
- ・お客様自身で原状回復することができない備品の移動
- ・ホテルの安全や外観を損なうおそれのある物品を窓際やバルコニーへ陳列すること
洗濯された衣類・水着などをバルコニーの手すりに干すこともご遠慮ください。
- ・身体障害者補助犬法第2条に基づく盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く動物のホテル敷地内への持ち込み
- ・火薬、揮発油などの発火物、引火性物質、悪臭及び強い臭いを発する物質のホテル敷地内への持ち込み
- ・法律により所持を禁じられている物品(鉄砲、刀剣、麻薬等)のホテル敷地内への持ち込み
- ・常識を超える量の物品のホテル敷地内への持ち込み
- ・ホテル外からの飲食物持ち込み、外部への発注行為
- ・事前の許可なく客室で営業行為または集会行為を行うこと
- ・事前の許可なく客室内へ造作物を設置または改造すること
- ・事前の許可なく広告宣伝物配布、物品販売、勧誘等を行うこと
- ・事前の許可なく館内で営業目的の撮影を行うこと
- ・賭博や風紀を乱すような行為、または他のお客様ならびにホテル従業員の迷惑になるような言動